



第2次水道ビジョン（案）に対する 答申書が提出されました

令和2年3月27日、町長室において鳩山町水道事業審議会の藤堂大義会長から鳩山町第2次水道ビジョン（案）に対する答申書が小峰町長に手渡されました。鳩山町水道事業審議会では、全4回の会議が開催され、慎重な審議を重ねて参りました。令和2年2月5日から3月6日まで実施したパブリックコメントで意見等はなく、今後ビジョンの考えに基づいて、水道施設の更

新や維持管理を適切に行うとともに、効率的で安定した事業経営の確保に取り組みます。
■問合せ 役場水道課
☎ 296-1228



男女共同参画社会の実現をめざして 女性の視点を活かしたまちづくりを

◆町審議会等への女性委員の登用目標は30%以上

町では、鳩山町男女共同参画計画に基づき、町の審議会や委員会等の委員への女性登用率を令和4年度までに30%以上となるよう、町の意思決定に男女が共に参画できる環境づくりを進めています。

平成31年4月1日現在において、法令または条例により設置されている審議会等の委員への女性登用率は、28.9%（総委員数342人のうち、女性が99人。県比率は39.1%）でした。男女が共に暮らしやすい社会をつかっていくためには、男性の意見と同様、女性の意見もとても大切です。今後も、女性の町政への参画を進め、登用率を向上させることを目指していきます。

◆町の審議会や委員会等では・・・

町の事務に係る審議や調査等において、関係団体や学識経験者、一般町民が参加することで、町民の意見を町政に反映しています。審議する内容は、福祉、教育、環境など町の政策全般にわたっています。

◆女性の意見を町政に活かしましょう

鳩山町民の約半数は女性ですが、前述しましたように、町の審議会等の委員の男女比は、約7対3となっています。目標には近づいてきましたが、まだまだ男性が多く、女性の意見が町の施策に十分反映されているとは言えない状況です。一般公募により選定される委員に積極的に応募するなど、あなたの経験や知識をまちづくりに活かしてみませんか？

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

町審議会等における女性登用に関する数値

種目	人数
男女数	男性 243人 女性 99人 計 342人
審議会等総数	32
うち女性を含む審議会等の数	23



全国一斉情報伝達試験の実施に伴い 防災行政無線の試験放送を行います

全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験の実施に伴い、下記の日程で、町の防災行政無線を用いた試験放送を行います。

■日時 5月20日、10月7日、令和3年2月17日（いずれも水曜日）午前11時頃

■内容 チャイムが鳴った後、「これは、Jアラートのテストです」のアナウンスが3回流れます。その後、

「こちらは、ぼうさいはとやまです」のアナウンスが流れた後、再びチャイムが鳴ります。

※内容は異なる場合もあります。また、気象・地震活動の状況等によっては、急きょ試験が中止となることもあります。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214



各種委員会の委員を公募します

町では、各種政策に町民の皆さんのご意見を反映させるため、公募委員を募集します。

	鳩山町自殺対策計画 策定・推進委員会委員	鳩山町地域福祉推進プラン 策定・推進委員会委員
募集趣旨	町では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、平成31年3月に「鳩山町のちを支える自殺対策行動計画」を策定しました。誰も自殺に追い込まれない、住み心地のよい町づくりに向け、ご意見・ご協力くださる方を公募します。	町及び町社会福祉協議会では鳩山町地域福祉推進プランの策定及び効果的な推進を図るため、鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会を設置しています。令和2年6月30日に現在の委員の任期が満了することに伴い、下記のとおり委員を公募します。
応募資格	次の要件にすべて該当する方 ①本町に、引き続き1年以上住所を有する方 ②令和2年4月1日現在において、満20歳以上の方 ③応募日現在において、本町の審議会等で2件以上の公募委員となっていない方 ④原則として、過去の審議会等への公募委員就任回数が5回以上でない方	
募集人数	2人	3人
報償費等	会議参加1回につき2,000円（報酬）	
任期	令和2年7月1日～令和5年6月30日	令和2年7月1日～令和4年6月30日
応募方法	応募用紙に必要事項を記入の上、受付期間中に、各窓口への持参（土・日曜日、祝日を除く午後5時まで）・FAX・郵送のいずれかの方法で提出してください。（電子申請可）	
応募用紙設置・提出場所	役場町民健康課（庁舎1階）・町保健センター、役場東出張所 ※郵送提出時は〒350-0324 鳩山町大字大豆戸183-1 鳩山町保健センター	役場長寿福祉課（庁舎1階）・役場東出張所 ※郵送提出時は〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場 長寿福祉課
応募期限	5月29日（金）（必着）	6月19日（金）（必着）
委員の決定	①応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。 ②応募者が定員を超えた場合は、公開抽選により委員を決定します。 ※結果については、応募者全員にお知らせします。	
公開抽選日	6月2日（火）午後2時から 町保健センター	6月24日（水）午前9時から 町役場306会議室
問合せ	町保健センター TEL 296-2530 FAX 296-2832	長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241 FAX 296-3390



鳩山町情報公開及び個人情報保護審議会委員

町では、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく制度の適正かつ効率的な運用を図るため、審議会委員を無作為抽出により公募します。

無作為抽出型公募による公募は、これまで町政に参加する機会が少なかった町民の方からも、できるだけ広くご意見を伺い、町の施策に反映するため行うものです。対象となる方には、5月上旬にご案内の書類をお送りし

ますので、お手元に文書が届いた方は、ぜひご応募いただき、まちづくりにご協力をお願いします。

■任期 令和2年6月1日～令和4年5月31日（年間1、2回程度会議を開催。ただし審議案件により開催しない場合あり）

■募集人数 3人

■申込み・問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214



若者による地域活性化へ 学生用シェアハウス本格稼働

鳩山ニュータウン（松ヶ丘）地内にある学生用シェアハウス「はとやまハウス」に、令和2年4月1日から3人の学生が入居しました。平成31年3月に町が整備した「はとやまハウス」には、これまで短期で学生がお試し入居することで、本格稼働に向けての準備を進めてきました。

入居した小西 隆仁さん（東京藝術大学大学院修士2年 写真右）、ジャン ダソルさん（大東文化大学3年 写真中央）、永田 伊吹さん（東洋大学大学院修士2年 写真左）は、それぞれ建築の知識や家具づくり、サッカーなどの特技を生かしながら、鳩山町コミュニティ・マルシェのスタッフとしての活動も通じて、地域のみなさんと交流を図っていきます。

3人はニュータウンという地域性や、シェアハウスという住居環境にも強い関心を示しており、実際に暮らすことによって得られる交流体験を、今後の知識や



経験に生かしていきたいと話していました。今後の彼らの活躍を通じて、地域の活性化が期待されます。

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212



令和2年4月1日付

町職員の人事

※（ ）内は前所属。管理職及び退職・新任者のみ掲載。

町では、次のとおり、町職員の人事異動を行いました。

【課長級】

◆水道課課長：清水 儀行（議事事務局） ◆議事事務局局長：田中 修（教育委員会事務局）

【課長補佐級】

◆産業環境課課長補佐：村本 亮（産業環境課） ◆水道課課長補佐：渋谷 英之（長寿福祉課） ◆教育委員会事務局局長補佐：新井 利之（教育委員会事務局）

【退職】（令和2年3月31日付）

◆杉田 頌太（政策財政課） ◆根本 美紀（町民健康課） ◆伊勢亀 梨江（長寿福祉課） ◆松宮 隆広（教育委員会事務局） ◆金子 孝雄（教育委員会事務局）

【新任】

◆教育委員会事務局：前田 由美子

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214



税金のお支払いは、便利な口座振替で

町税の納付方法については原則口座振替をお願いしています。口座振替による納税は、指定した口座から納期限ごとに自動的に引き落としとして納税する便利な制度です。納期限を過ぎてしまうことがないように、口座振替をご利用ください。また、新型コロナウイルス感染防止対策としてもこの機会に、ぜひ口座振替の申込みをお願いします。

口座振替できる金融機関

埼玉りそな銀行・りそな銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・武蔵野銀行・東和銀行・

埼玉縣信用金庫・中央労働金庫・埼玉中央農業協同組合・ゆうちょ銀行（郵便局）

■申込方法 振替を指定する口座のある金融機関へ、通帳と届出印、納税通知書（お持ちの方）をご持参ください。なお、「口座振替依頼書」は役場税務会計課、役場東出張所でも用意しています。

※口座振替の手続きには1か月程度かかります。余裕を持ってお申し込みください。

■問合せ 役場税務会計課（収税担当）

☎ 296-1211（内線 134・135）



鳩山町早期不妊治療費用助成金・ 鳩山町不育症検査費用助成金をご利用ください

町では、一定の要件を満たす方を対象に、不妊治療や不育検査にかかった費用を助成しています。

	鳩山町早期不妊治療費用助成金	鳩山町不育症検査費用助成金
制度概要	町では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）や男性不妊治療を受けた方を対象に、早期不妊治療費の上乗せ助成を行っています。この助成は、埼玉県不妊治療費助成事業助成金の支給決定を受けている方が対象となります。特定不妊治療または特定不妊治療の一環として受けた男性不妊治療で、令和2年4月1日以降に開始した治療が対象となります。	鳩山町では、不育症検査を受けた方で一定の要件を満たす方に対して検査費の助成を開始いたします。なお、この助成金は、令和2年4月1日以降に終了した検査が対象となります。
助成対象者	次の要件にすべて該当する方 ①申請時に法律上の婚姻をしている夫婦であって、双方または一方が鳩山町内に住民登録があること ②埼玉県不妊治療費助成事業助成金の支給決定を受けていること ③埼玉県内の他の市町村から同一の不妊治療に対し助成を受けていないこと ④町税を滞納していないこと	次の要件にすべて該当する方 ①申請時に法律上の婚姻をしている夫婦であって、双方または一方が鳩山町内に住民登録があること ②不育症検査開始時の妻の年齢が43歳未満の夫婦であること ③埼玉県内の他の市町村から同一の不育症検査に対し助成を受けていないこと
助成対象となる治療・検査	指定医療機関において実施した、特定不妊治療及び特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療。 ただし、以下のものは対象となりません。 ①夫婦以外の第三者からの精子、卵子または胚の提供による不妊治療 ②代理母（夫の精子を妻以外の女性の子宮に医学的方法により注入し、妊娠及び出産をしてもらい、依頼者夫婦の子どもとする方法をいう。） ③借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精してきた受精卵を妻以外の女性の子宮に入れて妊娠及び出産をもらい、依頼者夫婦の子どもとする方法をいう。） ④令和2年4月1日以前に開始した不妊治療 ※指定医療機関は厚生労働省のホームページからも見ることができます。	指定医療機関及び助成医療機関において実施した、不育症の診断のために医師が認めた一連の検査。 ◆指定医療機関の場合、連携した医療機関が実施した検査も対象です。 ◆医療保険適応・適応外は問いません。 ◆夫婦または妻が受けた不育症検査開始日のどちらか早いほうの日から1年以内の検査。 ※指定医療機関及び助成医療機関とは、埼玉県のホームページに掲載されている医療機関が対象となります。
助成額・回数	・上限10万円（千円未満の端数は切り捨て） ・男性不妊治療は上限5万円 ・1組の夫婦につき不妊治療1回まで	・上限2万円（千円未満の端数は切り捨て） ・1組の夫婦が受けた不育症検査1回まで
申請期限	埼玉県不妊治療費助成事業の決定を受けた日から起算して、60日以内	検査を終了した日の属する年度末まで ※検査の終了した日が2月1日から3月31日までの場合、翌年度の5月31日まで申請できます。
申請・問合せ先	町保健センター 健康増進・子育て相談担当 TEL 296-2530 FAX 296-2832	